

「企業のメンタルヘルス対策と裁判例」セミナーのご案内

■日 時 平成21年 11 月 17 日(火) 17:00～19:30 講義 (受付開始 16:50～)

19:30～21:00 個別相談・懇親会

■講 師 弁護士法人法律事務所アクティブイノベーション 弁護士 中村 穂積／弁護士 鶴飼 大
社会保険労務士法人アクティブイノベーション 社会保険労務士 土屋 留美

■会 場 東京国際フォーラム 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3—5—1
(JR線有楽町駅 国際フォーラムD5出口徒歩1分)

■参加料 1名 1,050 円(資料代・消費税込) (事前振込または当日会場払い)
※料金には懇親会費用が含まれます。

■プログラム

第1章 企業のメンタルヘルス対策の具体的推進方法

(社会保険労務士 土屋留美)

第1部 社員の健康管理が強く求められている理由

1. 今なぜ社員の健康管理が強く求められているか
①年齢・職種別の過労・精神疾患の労災申請データ
②労災の認定基準の変更点
2. 社員の健康管理に関する法律
①会社に課される安全配慮義務とはなにか
3. 採用時における健康情報の取得方法と注意点
①採用前に健康診断を行う意味
②病歴申告書の提出について
③身元保証人の重要性
④個人情報取得と利用目的への同意
⑤就業規則の整備及び周知はできているか

第2部 中小企業のためのメンタルヘルス対策の具体的な推進方法

1. まず会社がしておくべきこと
①メンタルヘルスを理解するための社内の研修制度の導入
②メンタルヘルスケアを推進する実務担当者の選任
③専門スタッフの確保
2. メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施
①相談体制の整備
②長時間労働者の医師による面接の実施の徹底
3. 職場復帰支援の方法
①職場復帰支援の流れ(ステップ1～ステップ5)
4. 上手な社外専門機関の利用法
①支援をうけることができる公的機関とはどのようなものがあるか
②職場復帰支援(リワーク)サービスを受けられる公的機関とは
③専門医療機関やEAPプロバイダーの利用方法
④メンタルヘルス対応における社会保険労務士の役割

第2章 弁護士から見たメンタルヘルス問題

(弁護士 中村穂積／弁護士 鶴飼 大)

- 1 はじめに
・最近の裁判例や実務の流れ
・うつ病等の社員に対する休職・復職・退職(解雇)の際の注意点!
・採用時における留意点
- 2 「メンタルヘルス問題と法的リスク」
～社員が精神障害を発症した場合、会社はどのような責任を負うか～
(1) 判例から見る企業の使用者責任
安全配慮義務はどの程度課せられているのか?
(2) 判例から見る賠償額
裁判で認められる損害はいくらなのか?
(3) 判例から見る過失相殺
本人側の原因で減額される可能性は?
(4) パワハラからうつ病にかかった場合
パワハラを原因としてうつ病が発生した場合の責任は?
(5) セクハラからうつ病にかかった場合
セクハラを原因として精神疾患を併発した場合の責任は?
- 3 「メンタルヘルス問題と経営者のすべき対応」
～社員が精神障害を発症した場合、会社はどのような対応をすべきか～
(1) 業務災害の場合
① 業務災害なのか私傷病なのか
② 業務災害の場合にすべき対応
(2) 私傷病の場合
① 休職規定がない場合
② 復職の判断の際に気をつけること
③ 提出された診断書の記載に疑問がある場合
④ 休職期間満了前の解雇
⑤ 精神障害に基づき

※セミナーの録音・パソコンのお持込み、受講中の携帯電話での呼び出しはご遠慮ください。

■お申込方法 下記にご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。FAXNo. :03-5215-6434

FAX申込書 FAXNo. 03-5215-6434

会社名: _____

部署名: _____ 申込者氏名(ふりがな): _____

受講票送付先: 〒 _____

TEL: _____ () _____ FAX: _____ () _____

(申込者と異なる場合)

セミナー参加者名: _____ 人数: _____ 名

備考(ご相談やセミナーで聞きたい内容等ございましたら下記にご記入ください。)